

世田谷区告示第81号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第5条第2項の規定に基づき、区管理道路線の一部を次のように廃止する。

この関係図面は、令和8年2月25日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年2月25日

世田谷区長 保坂展人

1 指定番号

31-G035

2 一部を廃止する起終点

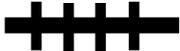
（旧）世田谷区桜新町一丁目24番26地先無番から24番7地先無番まで

（新）世田谷区桜新町一丁目24番11地先無番から24番7地先無番まで

3 廃止の期日

令和8年2月25日

案内図

 一部廃止する区管理道路線

街区 桜新町一丁目5番

